

2023 年度補正予算に対する緊急要望

1、新型コロナ等感染症対策について

- ①新型コロナ感染症の感染拡大を防ぐため、区として無料 PCR 検査や抗原検査キットの無料配布を実施すること。
- ②現在、福祉施設や教育機関に行っている検査費用の助成を当面継続すること。
- ③学校施設含むすべての公共施設に空気清浄機を設置すること。

2、物価高騰対策及び生活支援について

- ①低所得世帯への現金給付事業について、年度内に再度実施すること。また、給付対象を世帯ではなく個人にすることや課税世帯・者にも拡大すること。
- ②中小零細業者が経営を継続できるよう家賃、駐車場、機械リース代など固定費への支援を行うこと。
- ③国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の各保険料に対し、区として「物価高減免」を行うこと。
- ④税金や公的保険料の滞納対策にあたり、生活を圧迫する分納の約束や差し押さえは、行わないこと。
- ⑤【街かどフードパントリー】を赤塚庁舎など他の施設にも設置すること。
- ⑥公衆浴場に対する燃料費助成について、額の引き上げと助成期間を延長すること。

3、介護について

- ①介護サービスの利用控えが起きないように、利用料の軽減を図ること。
- ②家族介護の負担を軽減するため、現金給付などの支援策を実施すること。

4、年末の相談体制の強化について

- ①区役所庁舎が閉庁している年末年始の期間も福祉事務所の相談機能を利用できるようにすること。

5、教育の充実について

- ①学校教育にかかる保護者負担を軽減するため、世帯の収入に関わらず、区立中学校の制服代を補助すること。
- ②小中一貫校整備における現行の基本計画案について、児童・生徒及び保護者や教職員に向けたアンケートを実施すること。
- ③英語スピーキングテストの結果を高校入試に活用しないよう都に求めること。

6、行財政運営について

- ①マイナンバーカードの取得を推進しないこと。
- ②予算執行状況を把握し、剰余金の見通しを示すこと。また、基金への積み立てを優先しないこと。
- ③年度内に着工可能な施設整備については、積極的に実施すること。
- ④インボイス制度の導入を延期するよう国に求めること。
- ⑤自衛隊への個人情報の提供について、対象者に対し、拒否ができることを周知すること。

2024 年度当初予算に対する重点要望

1、行財政運営について

- ①基金への積み立て優先をやめること。
- ②【原則新たな現金給付事業は行わない】とする方針を撤回し、給付事業を拡充すること。
- ③国保年金課や福祉事務所など、区民と接する窓口業務について委託をやめること。
- ④生活権を奪う差押えは行わないこと。

2、職員に関して

- ①職員定数のあり方について、感染症や自然災害などの緊急事態の対応や特定事業主行動計画の目標達成を前提にすること。また、人材確保及び育成計画を策定すること。
- ②職員の恒常的超過勤務や長時間労働の解消、不払い残業をなくすこと。
- ③職場並びに管理職の配置について、男女均等となるよう是正すること。
- ④会計年度任用職員について、職の任用を見直し正規化を図ること。また、賃金を引き上げること。
- ⑤障害者(知的・精神含む)雇用を推進するため、障害に対する理解促進のための研修の充実や各課の職員体制を強化すること。

3、ジェンダー平等の推進について

- ①すべての区民の人権を守り、保障することを区として宣言すること。
- ②公共施設(学校施設含む)の個室トイレに生理用ナプキンを配備すること。
- ③保育施設やあいキッズ、学校施設や集会所等、すべての公共施設について、男女別及び誰でもトイレを整備すること。
- ④区としてファミリーシップ条例を制定すること。

4、公共施設の再編整備について

- ①旧保健所の再整備計画について、行政需要を見直し、福祉事務所の設置や男女平等推進センターの機能充実等を前提に再検討すること。
- ②公共施設の再整備計画(エリアマネージメントおよび旧高七小周辺の公共施設)については、需要に見合った計画に改めるため、区民参画で計画を見直すこと。
- ③旧高七小跡地活用について、地域で活用できる空気を現在の校庭規模で確保すること。また、公共施設整備にあたっては、現行の機能に加え、高齢者や障害者施設を設置すること。
- ④現在区が検討している福祉事務所のあり方について、1所にし分室化するのではなく、現在の3福祉事務所を5カ所に増やす方向で検討を行うこと。

- ⑤健康福祉センターのあり方について、現在の機能や施設面積を後退させず必要に応じて拡充すること。
また、上板橋健康福祉センターなど、老朽化した施設の対策を直ちに講じること。

5、災害対策について

- ①災害対策基金を予防対策に活用すること。
②避難所について、一人当たりスペースを 1.65 m²から 4 m²に段階的に引き上げる計画を策定し、必要な避難所を新たに増やすこと。また、LGBTQ の方も含め、すべての人が安心して避難できるよう環境を整えること。
③要配慮者に対する個別避難計画策定について、計画のスピードをさらに早めること。

6、平和について

- ①核兵器禁止条約発効の意義を踏まえ、核廃絶に向けた取り組みや平和事業を強化すること。
②区の実施する事業における自衛隊との連携については見直すこと。
③中学生平和の旅事業について、派遣先を沖縄にも拡大すること。

7、産業支援について

- ①小規模事業者登録制度について、登録事業者を増やし、指定管理制度導入施設での活用等、受注の拡大を図ること。
②区内中小零細事業者支援及び育成のために、公共発注を増やすこと。また、入札方法についても総合評価方式の拡充や、区内事業者の規定を本店のみとするなど改善すること。
③公契約のもとで働く労働者の賃金が適正に支払われるよう、公契約条例を制定すること。

8、環境について

- ①地球温暖化防止条例を制定し、『新エネルギー・省エネルギー普及啓発事業』を復活すること。
②アスベスト飛散防止条例を制定し、アスベスト除去工事への助成制度を創設すること。
③既存住宅における省エネ化に対する助成を実施すること。

9、文化・スポーツについて

- ①集会施設や文化施設及び体育施設の利用料金を引き下げること。
②区内文化団体や個人への支援のため、公演の機会を増やすこと。また、公演に対する助成を行うこと。
③文化会館・グリーンホールの運営については、区としてノウハウや専門性を向上できるような職員を育成すること。また、区民の文化活動の機会を保障すること。

10、生活保護利用世帯および低所得世帯への支援について

- ①エアコンの使用に伴う電気代の軽減のために夏季加算を法外援護事業として実施すること。
- ②土・日・祝日等の閉庁日でも対応できるよう、相談体制を強化すること。

11、障害児・者の福祉施策について

- ①区立福祉園の民営化を行わないこと。また、福祉就労施設での工賃引き上げのための支援を強化すること。
- ②放課後等デイサービスについて、職員配置や床面積等の施設基準を定め、運営事業者に対し必要な支援を実施すること。
- ③日中活動系支援施設に関する施設借上補助金を継続すること。

12、医療・介護について

- ①国民健康保険料を引き上げないこと。また、子どもの均等割り保険料をなくすこと。
- ②ホームヘルパーの派遣など介護保険外の施策を実施すること。
- ③居宅での家族介護に対し、家族介護手当などの支援策を実施すること。
- ④第9期介護保険事業計画策定にあたり、介護保険料を引き下げること。また、利用料の軽減を拡充すること。
- ⑤特別養護老人ホームの整備について、待機者ゼロを目指し、必要量に見合った計画に改めること。

13、公衆衛生について

- ①新型コロナやインフルエンザ等感染症への対応を迅速に行えるよう、職員体制の強化や組織体系のあり方を見直すこと。
- ②公衆浴場が経営を継続できるよう、一過性の支援に留まらず、継続した支援策を講じること。

14、まちづくりについて

- ①大山駅周辺のまちづくり・JR板橋駅西口・上板橋駅南口・高島平地域のまちづくりの再開発事業は身の丈に合った計画に改めること。
- ②【まちづくり】にあたっては大規模開発を前提とせず、住民参加を基本に、街や住宅のあり方を再検討すること。

15、住宅政策について

- ①公営住宅の住戸を増やすこと。また、住宅の間取りについて、1DKを2DKへ改善すること。
- ②『板橋区営住宅再編整備基本方針』について、けやき苑廃止及び戸数を増やさない方針は撤回すること。

- ③民間賃貸住宅居住者への家賃助成を行うこと。
- ④すべての区営住宅について、生活支援員を配置すること。
- ⑤住まいのない状況に陥らないよう、空き家や空き室を借り上げ、低廉な家賃で居住できるよう提供すること。

16、子ども・子育て支援について

- ①子どもの権利条約を踏まえ、板橋区として子どもの基本的権利を掲げた『板橋区子どもの権利条例』を制定すること。また、制定にあたっては子どもの意見を聞き反映すること。
- ②区立保育園の民営化及び廃止方針を撤回すること。
- ③認可保育園だけでなく、認証保育所等の保育料についても歳児や所得に関わらず無償化すること。
- ④保育施設(家庭福祉員・ベビールームを含む)に対し、定員未充足分への補償を定員に達するまで行うこと。
- ⑤あいキッズは、学童機能と全児童対策を分けて実施し、必要に応じて連携する運営に改めること。
- ⑥児童館は、児童厚生施設としてふさわしく0歳から18歳までのすべての児童・生徒を対象とし、施設の充実を図ること。また、子どもの声を反映させた運営を行うこと。
- ⑦児童相談所を含む子ども家庭総合支援センターの体制について、正規職員をさらに増員すること。

17、教育の充実について

- ①学校教育にかかる保護者負担を軽減すること。また、学校給食費は教員含め無償にすること。
- ②志村小学校は現地で建て替えること。また、学校の統廃合を行わないこと。
- ③教職員の超過勤務を解消することや負担を軽減し、子どもたちの教育環境改善のために30人学級を実施し、教職員の増員をはかること。
- ④特別支援教室、特別支援学級の担任、担当の教員に対し、障害児の発達、障害別の特性など、専門性をきちんと兼ね備えた教員配置ができるよう、職員研修の強化等人材育成に取り組むこと。
- ⑤インクルーシブ教育を推進するために、教職員の増員や研修の充実を図ること。
- ⑥不登校の児童・生徒について、当事者や保護者の意見・要望を聞き尊重すること。また、居場所の充実や保護者への支援を具体化すること。
- ⑦各学校に1名以上のICT支援員を配置すること。

以上